

強制動員真相究明

ネットワークニュース No.13 2019年2月18日

編集・発行：強制動員真相究明ネットワーク

(共同代表／飛田雄一、庵澄由香 事務局長／中田光信 事務局次長／小林久公)

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1(公財)神戸学生青年センター内

ホームページ：<http://www.ksyc.jp/sinsou-net/> E-mail : mitsunobu100@gmail.com (中田)

TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 (飛田)

郵便振替<00930-9-297182 真相究明ネット>

<目次>

<特集>「元徴用工韓国大法院判決について」

- ・強制動員・韓国大法院判決に寄せて
強制動員真相究明ネットワーク会員 竹内康人 -3-

<声明>

- ・残された時間はありません 新日鐵住金はただちに被害者に補償せよ！
日本製鉄元徴用工裁判支援する会 -5-
- ・韓国大法院の判決を受けとめ、日本政府と企業は戦時の朝鮮人強制動員問題の包括的解決を！
強制動員真相究明ネットワーク -6-

<要請書>

- ・三菱重工への要請書（2019年1月18日付） -7-
- ・新日鐵住金への要請書（2019年2月15日付） -9-
- ・不二越への要請書（2019年2月15日付） -11-

- ・12・21「虐殺、原爆、強制動員被害を語る—調査現況と課題」集会報告

韓国の原爆被爆者を救援する市民の会 市場淳子 -13-

- ・1・9「強制動員問題解決のための韓日専門家政策討論会」報告

強制動員問題解決と対日過去清算のための共同行動 北村めぐみ -15-

- ・日韓市民運動の協力が生んだ「もう一つの八・一五」天理証言集会

天理・柳本飛行場の説明板撤去について考える会 川瀬俊治 -17-

- ・三菱長崎造船所の強制動員被害者3人が長崎市・日本政府に勝訴 被爆者手帳を獲得

韓国の原爆被爆者を救援する市民の会 河井 章子 -20-

- ・第12回研究集会集会案内（チラシ） -22-

- ・パンフレット紹介・2018年度会費納入のお願い -24-

強制動員・韓国大法院判決によせて

強制動員真相究明ネットワーク会員 竹内康人

● 画期的な強制動員慰謝料請求権の確定

2018年10月30日、韓国大法院は新日鐵住金に対し、強制動員被害者らに損害賠償を命じた。大法院は、日本の植民地支配や侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の慰謝料請求権（強制動員慰謝料請求権）を認めたのである。その判断の背景には、日韓請求権協定では、植民地支配下の不法行為での損害賠償請求権の問題は処理されていないとする認識がある。

同年11月29日、大法院が三菱名古屋、三菱広島への強制動員被害者の訴えを認めた。下級審でも強制動員被害者の勝訴が続いている。

これらの判決は強制動員被害者の尊厳を回復し、その正義を実現させるものである。この動きは、植民地責任を問い、歴史での正義を実現し、人権を回復するという歴史の流れによるものであり、それを止めることはできない。



2月15日判決履行を求めて
新日鐵住金本社を訪れた弁護団

● 歴史を歪曲する安倍政権

これに対し、安倍政権は、強制労働ではない、徴用工ではなく朝鮮半島出身労働者の問題、日韓請求権協定で解決済み、国際法違反のあり得ない判決などと語り、歴史を歪曲し、韓国側に責任を転嫁する発言を繰り返している。



新日鐵住金原告呂運澤さん
2013年死亡

原告の日本製鉄に動員された人びとは、募集や官斡旋による動員者であるが、1943年末の軍需会社法により、1944年1月に日本製鉄も軍需会社に指定され、原告は軍需徴用（現員徴用）されている。それゆえ、徴用工という言葉はまちがいではない。総力戦体制下での植民地からの日本への約80万人の労務動員は、強制動員によるものであり、連行された現場での強制労働は否定できない事実である。

安倍政権は日韓請求権協定で解決済みと宣伝しているが、2018年11月14日の衆議院の質疑では、外務省は日韓請求権協定では個人請求権は消滅せず、この協定に慰謝料請求権が含まれないことを認めた。知らされるべきことが報道されないのである。

また、安倍政権は国際法に違反するありえない判決などと語っているが、彼らの言う国際法とは日韓請求権協定の記載事項の解釈にすぎず、国際人権法への理解を示す発言ではない。ありえないものはむしろ、日本政府が、請求権は消滅してはいないがそれに応じる義務はな

いとしてきた「救済なき権利」論である。今回の判決はその欺瞞を打ち碎いたのである。

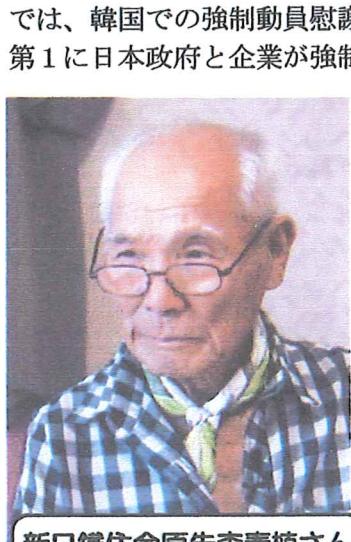
日本のマスコミは、安倍政権のこのような発言の問題点を批判しきれていない。安倍政権の植民地合法論による居直りや植民地支配での人権侵害を批判するのではなく、強制動員の被害回復の動きを「火種」扱いし、敗訴した企業の責任を問わないでいる。NHKは、裁判で痛手を被ったのは被告企業ではなく、むしろ韓国政府と解説した。

しかし、このように宣伝しても、韓国司法の強制動員慰謝料請求権の確定という現実が変わるわけではない。



新日鐵住金原告申千洙さん
2014年死亡

●過去の清算による東アジアの平和へ



新日鐵住金原告李春植さん
唯一の生存者

では、韓国での強制動員慰謝料請求権の確定をふまえて、すすめるべきことがらをみておこう。
第1に日本政府と企業が強制動員の歴史を認知することである。

日本政府は強制動員・強制労働の史実を認め、日韓請求権協定では植民地支配下での強制労働の損害賠償問題が未解決であることを理解し、その解決に向けて行動すべきである。また、被告企業は動員被害者や支援団体との対話に応じるべきである。いまも続く歴史の歪曲は糺されねばならない。

第2に、強制動員の真相のいっそうの究明である。
今回の判決を、日本政府と企業は真相を積極的に明らかにする機会とすべきである。日本の大学機関や企業で、いまも未公開のままにしている強制動員資料があり、それらの資料の公開をすすめ、強制労働の歴史を明示してほしい。

第3に、強制動員被害の包括的解決にむけての強制動員被害救済基金を設立することである。

韓国側で議論があるように、いまある強制動員被害者支援財団を、強制動員被害者を救済する基金・人権財団に拡充することが現実的だろう。韓国企業・韓国政府とともに日本企業・日本政府からも、この基金・財団に出捐するような仕組みが望ましい。

韓国での強制動員被害真相糾明活動で収集された資料のこの基金・財団への移管と公開も必要である。

第4に、未解決の強制動員問題への対応である。

産業革命遺産では、強制労働の歴史の明示が求められる。日本各地で保管されている遺骨の返還、遺骨の発掘も求められる。ゆうちょ銀行での保管通帳の返還なども必要である。追悼碑では、強制連行はなかったなどの歴史歪曲の動きがみられるが、そのような動きやヘイトスピーチを止めることが求められる。

過去の植民地支配での不法行為である強制動員の清算の活動を通じて、日韓の新たな友好・平和を形成することができるだろう。



新日鐵住金原告金圭洙さん
2018年死亡

2018年10月30日

声 明

残された時間はありません 新日鐵住金はただちに被害者に補償せよ！

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会

本日、韓国大法院は、日本の植民地支配下、太平洋戦争中に日本製鉄（現新日鐵住金）に強制連行され、強制労働させられた元徴用工被害者が訴えた事件について最終判断を示しました。原告勝訴の判決です。

2012年5月、大法院は被害者原告の請求を棄却した下級審判決を破棄、差戻す判決を出しました。2013年7月、ソウル高等法院は差戻し審で、被害者の請求を認め、被告新日鐵住金に損害賠償を命じました。この差戻審判決を不服として新日鐵住金は再上告しましたが、大法院はこれを認めなかったのです。

今回の裁判は、植民地支配下において日本企業が行った強制労働（奴隸労働）に対する法的責任を認めるかどうか、元徴用工被害者の奪われた人権を法的に回復するかどうか、つまり植民地支配によって奪われた個人の尊厳を回復するかどうかを問う裁判でした。それはまた、1965年に締結された日韓請求権協定によって被害者の人権が奪われても良いのかを問う重要な裁判でもありました。これに対して大法院は真摯に向き合い、国際人権法に基づき個人の権利を認める判決を出したのです。

私たちは、今回の判決を心から歓迎します。新日鐵住金は、ただちに判決に従い原告らに賠償金を支払い、訴外の被害者たちに対しても救済策を実施する必要があります。同時に、これまで日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決済み」を主張してきた日本政府に対しては、判決を真摯に受けとめ強制労働問題の全面的解決に向けた施策を行うことを強く求めます。

しかし、判決は遅すぎました。裁判原告のうち呂運澤氏、申千洙氏の2人は、1997年12月に日本の大阪地裁に提訴して以降、司法による正義が実現されることを待ち望みながらも本日の判決を迎えることなく亡くなりました。金圭洙氏も本日の大法院を見ることなく、鬼籍に入られました。

原告の呂運澤氏は、「日本製鉄で仕事した経験は、それが苦しいものであれ、楽しいものであれ、私の人生の一部であり、人生に大きな影響を及ぼしました。ですから、私はその時期、汗を流しながら一所懸命に仕事をした代価を必ず認めてほしいです。日本製鉄は、法とか外交協定のような政治的な決定の後ろに隠れずに、堂々と前に出て、この問題について、責任をとって下さい。」と会社に責任を果たすことを求める悲痛な言葉を残して亡くなりました。4名の原告のうち3名がすでに亡くなり、後続の裁判原告も高齢の被害者ばかりです。

被害者にもはや時間は残されていません。新日鐵住金には、判決に従いただちに被害者への補償を行うことを強く求めます。日本製鉄元徴用工裁判を支援する会は、被害者の権利、尊厳の回復に向けて最後までたたかいます。

2018年11月1日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

強制動員真相究明ネットワーク
＜共同代表＞ 飛田 雄一 神戸学生青年センター
庵治 由香 立命館大学

韓国大法院の判決を受けとめ、日本政府と企業は戦時の朝鮮人強制動員問題の包括的解決を！

2018年10月30日、韓国の大法院は日本製鉄の強制動員被害者の損害賠償請求権を認め、被告の新日鉄住金の上告を棄却しました。

大法院は強制動員被害者の損害賠償権を、日本政府の朝鮮半島に対する不法な植民地支配と侵略戦争の遂行に直結する日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権と規定しました。

大法院は、日韓請求権協定は債権債務関係を処理したものであり、この協定には日本企業による反人道的な不法行為に対する慰謝料請求権は含まれないとし、強制動員被害者への賠償を命じたのです。

わたしたちは韓国での真相究明の動きのなかで、2005年に強制動員真相究明ネットワークを結成し、強制動員の研究、名簿の調査、遺骨の返還、強制動員被害者の尊厳回復にむけての活動をすすめてきました。今回の大法院の判決は、強制動員の事実と被害者への損害賠償を認め、被害者の尊厳を回復するものです。わたしたちはこの判決を支持し、日本政府と企業がこの判決に沿って対応することを求めます。

日本政府は、1939年から45年にかけての朝鮮半島から日本への80万人に及ぶ労務動員を強制労働として認知せず、損害賠償については日韓請求権協定で解決済みとしてきました。企業もそのような姿勢に追随してきました。今回の判決については、「請求権協定に違反」、「国際法に照らし、ありえない」、「毅然として対応する」、「韓国政府が必要な措置を取るべき」などと語り、強制動員問題の解決に向けて行動する姿勢を示していません。

しかし、2国間の条約・協定で個人の請求権を消滅させることはできないのです。動員被害者は訴える権利を持ち、裁判所は賠償を命じることができます。国際法では人道に対する罪に時効はありません。朝鮮の植民地支配を合法とするのではなく、強制動員などの植民地支配の歴史に真摯に向き合い、反省すべきです。動員被害者の尊厳回復に向けて、日本政府と企業が必要な措置をとることが求められているのです。

今回の判決をふまえ、日本政府と企業は強制労働の事実を認め、不法行為への損害賠償をおこなうべきです。そこから信頼が生まれ、アジアの友好と平和がすすみます。侵略と植民地支配の事実に目をそらし、過去を正当化してはならないのです。

今回の韓国大法院の判決は、人類の強制労働の克服をめざす国際的な活動の歴史的成果であり、世界の正義と良心に支えられたものです。この判決を受けとめ、解決にむけて行動することで、日本の評価は高まります。わたしたちは、安倍政権がこの判決を受けとめ、政府と企業が基金の設立など戦時の朝鮮人強制動員問題の包括的解決に向けての作業をはじめることを呼びかけます。

<連絡先>

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (公財)神戸学生青年センター内

TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 (飛田)

事務局長 中田光信 (携帯 090-8482-9725 e-mail mitsunobu100@gmail.com)

URL <http://www.ksyc.jp/sinsou-net/>

2019年 1月18日

三菱重工業株式会社
代表取締役社長
宮 永 俊 一 殿

勤労挺身隊光州訴訟弁護団 弁護士 李 尚甲
弁護士 金 正熙
広島徴用工訴訟弁護団 弁護士 崔 凤泰
弁護士 金 世恩

要 請 書

要 請 の 趣 旨

早急に勤労挺身隊被害者原告らの尊厳の回復のために被害者原告側と話し合う場を再開すること。

早急に広島徴用工被害者原告らの尊厳の回復のために被害者原告側と話し合う場を設けること。

要 請 の 理 由

1 韓国大法院判決及び貴社のコメント

去る11月29日、韓国大法院において、戦時中、貴社名古屋航空機製作所道徳工場及び広島機械製作所・広島造船所に動員された被害者らの貴社に対する訴訟に関して、貴社に対して賠償を命じる判決が確定した。

貴社は、同日付でコメントを発表し、「日韓請求権協定及びこれに関する日本政府の見解並びに日本の確定判決に反するもので、極めて遺憾であります。」と述べている。

2 日本訴訟の結果

頭書判決における原告ら（被上告人）は、いずれも貴社があげた日本における裁判（日本訴訟）における原告である。日本訴訟において、名古屋高等裁判所は2007年5月31日、貴社の原告らに対する行為は、「強制連行・強制労働」に該当し、「個人の尊厳を否定し、著しく正義・公平に反する不法行為」であると厳しく断罪した。広島高等裁判所も2005年1月19日、貴社の原告らに対する動員は、「不法行為が成立する余地がある」とし、原爆投下後に原告らを放置したことは安全配慮義務違反だと判示した。そして、これらの判断は最高裁においても維持されたものである。

日韓両国の裁判所は、請求を認容するか棄却するかの結論こそ相違するにせよ、原告らが、貴社の重大な不法行為の被害者であるという歴史的事実を認定していることでは共通している。しかし、貴社の上記コメントには、両国の司法判断によって確定されたこの歴史的事実に対する言及が全く見られず、まるで他人事扱いしており、極めて遺憾である。

3 大法院判決に至る経緯

勤労挺身隊被害者原告らは、2010年から2012年にかけて足かけ3年にわたって、貴社と交渉を行い、日本訴訟において存在が確認された個人請求権の解決を求めたが、貴社の頑なな態度のため解決をみなかつた経緯がある。今回の判決は、本来、貴社が率先して解決すべき原告らの個人請求権の解決を先送りしてきた結果である。

本判決は、貴社のこうした無責任な対応が招いたものであり、貴社の他人事であるかのような対応は、いらっしゃう重大である。

4 日韓請求権協定によっても個人請求権は消滅していない

1965年の日韓請求権協定によっても、原告らの個人請求権は消滅していないことは、両国政府も共通して認めるところである。日本訴訟の判決も無条件で被害者原告らの請求を排斥するものではない。いずれも貴社が「日韓請求権協定によって解決済みであり、いかなる請求もできない」との抗弁を提出する限り、重大な不法行為が認められても、裁判所においては解決できないとするものである。換言すれば、貴社が日

韓請求権協定によって解決済みだと主張しない限り、日本訴訟においても、貴社の賠償責任は免れなかったのである。

5 日本政府と貴社の関係

このコメントで、貴社は「今後、日本政府とも連絡を取りつつ、適切に対応してまいります」と述べている。報道によれば、日本政府は、大法院判決以前から貴社に対して、韓国訴訟において敗訴判決が確定しても支払いをしないように求めたとされている。仮にも、貴社がそのような日本政府の意向にしたがうのだとすれば、それは株主を含む貴社関係者に対する裏切りともなりかねない愚行である。

日本政府は、ただ一方的に、韓国政府を非難するのみである。三権分立の国家にあっては、当然に司法府の判断を尊重せざるを得ない立場にある韓国政府を非難することに終始するのは、いたずらに両国及び両国民の対立を煽っていると評価せざるを得ない。日本政府の対応は極めて拙劣である。

仮に貴社が、日本政府の意向に従って支払いの拒絶を貫いた結果、損失を被ることになったとしても、日本政府が責任を負うわけではない。損失を被るのは貴社及び株主を含む貴社関係者であることを銘記されたい。

6 放置は人道に悖る不正義を犯すことであること

繰り返すが、日韓両国の裁判所は、貴社に重大な不法行為責任があり、被害者の個人請求権が残っていると判断しているのであって、この点については、両国裁判所の間に何ら判断の相違はない。

仮に貴社が日本の裁判所の判断に基づいて、法的には日韓請求権協定の抗弁によって支払いを免れるとても、貴社には重大な不法行為責任が残ったまま存在し続けることになる。

これは、正義に反し、人道に反する状態が継続することを意味する。

貴社が日本政府の主張に固執し、被害原告らに対する賠償を拒み続けるのであれば、韓国において貴社は不正義な企業であるとの評価が定着することを免れない。そして、こうした評価は何も韓国に限ったことではない。グローバル化した市場においては、中国を初めとしてアジア諸国に不正義な企業としての評価が広がり、定着することを意味する。

7 株主の見地

かつて勤労挺身隊被害者原告らとの交渉において、貴社は被害者原告らの要求を拒むに当たって、勝訴判決があるにも拘わらず賠償に応じることは、株主の理解が得られないことを理由として挙げた。日本政府の意向に従って、日韓両国裁判所が一致して認めた不法行為責任を放置し続け、損失を拡大することが貴社株主の利益に適い、理解を得る道であるのか、真剣に検討されるべきである。

8 結論

貴社のグローバル行動基準によれば、貴社は所在地国の法令や規制を遵守することを重要な行動基準として掲げている。所在地国の判決に従うことは当然のことであり、韓国大法院の判決に従わないことは、このグローバル行動基準にも悖る。

貴社代表者の名言として「自分が間違っているという不安感を埋め合わせるために、厳しいことを言ってくれる人となるべく話すよう心がけている」との言葉が伝えられている（「リーダーたちの名言集 名言D B」）。

こうした貴社の方針及び姿勢を踏まえれば、韓国における判決が確定した現在、貴社には被害者原告側との話し合いの場を持つことを拒否する理由は全くないことを確信するものである。

来る2月末日までに、回答されるように求める。誠意ある回答がなされない場合は、確定判決に基づき強制執行に及ぶ用意があることを念のために申し添える。

以上

要請書

受信：新日鐵住金株式会社 代表取締役社長 進藤孝生 様

発信：法務法人ヘマル(担当弁護士 金世恩、林宰成)

太平洋戦争被害者補償推進協議会(共同代表 李熙子、執行委員長 金敏喆)

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会(矢野秀喜、中田光信)

発信日：2019年2月15日

私たちは、貴社を相手に2005年韓国において提起され、2018年10月30日大法院判決(大法院2013ダ61381、以下「この事件判決」とします)によって確定された損害賠償訴訟の訴訟代理人及び訴訟支援団体です。また、1997年に日本で提起され、2003年10月9日、日本の最高裁判所判決(平成15年(オ)第340号、平成15年(受)第335号)によって確定された訴訟を支援した団体でもあります。

この事件の判決によって、貴社が李春植他3名の強制動員被害者に、損害賠償金を支払う義務が確定されました。これによって、私たちは、貴社と上記損害賠償義務の具体的な履行方法について協議しようと、事前の連絡後、2018年11月12日、2018年12月4日に、貴社の東京本社を訪問しましたが、責任のある関係者の顔さえ見られないまま出入口で塞がれ帰ってきました。

協議要請が続けて断られる状況で、法が定めた手続きを遅らせるわけにはいかないので、被害者の代理人は、去る2019年1月3日、原告2名(原告イ・チュンシク、亡・ヨ・ウンテクの相続人)の確定債権を執行権源とし、貴社が所有しているPNR会社の株式81,075株を差し押さえました(大邱地方裁法院浦項支院2019.1.3.2018打債104598決定)。但し、私たちは貴社との包括的な協議を依然として最優先に希望しているので、通常株式の差し押さえと同時に行われる売却命令は申請していません。

しかし、上記の差し押さえの後も、1ヶ月近くが経っても貴社の協議の意思は確認されていません。2019年1月16日頃の言論の報道によると、貴社の進藤孝生社長は、「日本政府が韓国政府に対応している」と

して、日本政府にすべての責任を転嫁し、訴訟で敗訴した被告としての自発的履行の意思がないことを表明したこともあります。貴社は、貴社の企業行動規範第8条で、「各国・地域の法律を遵守し、各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。」と明らかにしているにも関わらず、貴社が自ら公言した企業行動規範を破って韓国最高裁の判決を否定しています。もし、貴社が韓国大法院の判決で勝訴したとしたら、今のように韓国大法院の判決を否定しただろうか疑問に思います。

本要請書に基づいた2019年2月15日の3次面談の要請も断られる場合には、私たちとしては確定判決の後、100日余りも交渉を要請し遅らせた執行手続きを、これ以上延期することはできません。原告の中で唯一の生存者であるイ・チュンシクさんの年齢などを考慮したときなおさらです。したがって、面談の要請が断られる場合、差し押さえられた新日鉄住金所有のPNR株式に対する売却命令を申請する予定であり、ソウル高等法院など下級審において仮執行判決が宣告された、他の被害者の方々の損害賠償債権を権源とした追加の株式差し押さえおよび売却命令申請もやはり進行する予定であることをお知らせします。

貴社は、過去に他の事件において、被害者と慰労金の支払いを含む和解を成立させたこともあります。また、この事件の判決で取り上げられた強制動員問題の重要性や強制労働という不法行為が発生した以降、何の措置もなく70余年が経過した点、そして被害者たちが高齢である点などを勘案し、以下の案件に対する協議に応じて下さることを希望します。

案件

- この事件の判決による損害賠償義務の履行方法
- 賠償金の伝達式を含む被害者の権利回復のための後続措置

2019年2月15日

大法院2013ダ61381事件の原告李 春植ほか3名の訴訟代理人 法務法人ヘマル
担当弁護士 金世恩、林宰成
太平洋戦争被害者補償推進協議会 共同代表 李熙子、執行委員長 金敏皓
日本製鉄元徴用工裁判を支援する会 矢野秀喜、中田光信

要請書

受信： 株式会社不二越 代表取締役社長 薄田賢二 様

発信： 法務法人ヘマル(担当弁護士 金世恩、林宰成)

太平洋戦争被害者補償推進協議会(共同代表 李熙子、執行委員長 金敏皓)

第2次不二越強制連行・強制労働訴訟を支授する北陸連絡会(共同代表 渡部敬直)

発信日：2019年2月15日

私たちは、貴社を相手に提訴され、最近宣告された3件の損害賠償訴訟(ソウル高等法院201

4ナ58797、ソウル高等法院2016ナ2084567、ソウル中央地方法院2017ナ2113、「この事

件判決」とします)の訴訟代理人及び訴訟支援団体です。

貴社は、上記判決の被告であり、上記のすべての判決において、原告たち、すなわち貴社が194

4年から1945年まで強制動員した被害者たちに損害賠償をする法的義務が認められました。貴

社は、この事件すべての判決において、上告しましたが、最近の韓国大法院全員合議体の判決

に照らしてみると、この事件の判決が変わる可能性は極めて低いと思われます。また、貴社は韓

国内に事務所を設立し、多くの協力企業を持つほど、韓国内において多くの経済活動を行ってい

るので、当然韓国法院の判決を尊重し、従う義務があるでしょう。

したがって原告の訴訟代理人は、2019年2月15日、貴社の東京本社を訪問し、以下のような案件についての協議を要請したいと思います。

- ソウル高等法院2014ナ58797、ソウル高等法院2016ナ2084567、ソウル中央地方法院2017ナ2113判決による損害賠償義務の履行方法
- 賠償金の伝達式を含む被害者の権利回復のための措置

貴社を相手にした追加訴訟も準備されている状況なので、私たちは貴社が被害者の方々との包括的協議を通じて、この問題を解決することを望んでいます。もし、この協議要請が合理的回答または理由もなく断られる場合、私たちは原告の皆さんが高い齢であることを考慮し、この事件判決の仮執行宣言に基づき、貴社の韓国内における資産に対する強制執行手続きを開始する予定であることをお知らせ致します。

2019年2月15日

法務法人ヘマル 担当弁護士 金世恩、林宰成

太平洋戦争被害者補償推進協議会 共同代表 李熙子、執行委員長 金敏喆
第2次不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会 共同代表 渡部敬直

近現代史記念館学術会議

『虐殺、原爆、強制動員被害を語る～調査現況と課題』

に参加して

韓国の原爆被害者を救援する市民の会会長 市場淳子



昨年12月21日（午後1時から6時）、ソウルの徳成女子大学の大講義室で、「近現代史記念館学術会議『虐殺、原爆、強制動員被害を語る～調査現況と課題』」と題されたシンポジウムが開催された。主催は江北区近

現代史記念館（ハン・サングオン館長）・民族和解協力汎国民協議会（金弘傑キム・ホンゴル常任議長）、主管は民族問題研究所（任軒永イム・ホニヨン所長）・太平洋戦争被害者補償推進協議会、後援はソウル市・江北区（朴謙洙パク・キヨムス区長）。強制動員問題の解決と対日過去清算のための共同行動、である。私は発表者の一人として本シンポジウムに参加した。日本からの日本人参加者は全員が「強制連行真相究明ネットワーク」関係者であった。

シンポジウムは主催、主管、後援団体の代表者4名（上記の括弧内）の開会の辞で始まった。金弘傑常任議長はシンポジウムの目的を次のように述べられた。

「今年は強制動員が始まってから80周年にあたる年です。多くの方が戦争に動員され、ぬぐうことのできない傷を受けられた方が数多くいますが、我々はまだこの方々の恨みを晴らせない痛みを胸に秘めています。…今日の国際シンポジウムはこのような強制動員の問題を含めて、数千名の朝鮮人が虐殺された関東大震災時の大虐殺と4万余名が犠牲になった広島・長崎の原爆犠牲者の問題など、日帝の植民統治下で行われた蛮行に対する学問的論議を進展させる非常に重要な場であると考えます。我々は日本と闘うつもりだというのではなく、日本の真心のこもった謝罪と反省を求めているのです。」

金弘傑常任議長が本シンポジウムを国際シンポジウムと称された所以は、発表者・討論者が韓国人、在日朝鮮人、日本人で構成されていたからである。2018年4月27日の南北首脳会談以降、韓国では植民地下における朝鮮人強制動員および虐殺の真相究明を南北共同で推進するための模索が始まっている。本シンポジウムもその一環として開催されたものである。

開会の辞に統いて第1部と第2部に分かれて行われた発表および総合討論の内容は次のとおりである。

発表	被害	発表テーマ	発表者
	第1部 虐殺	韓半島内における人命被害調査の現況と課題	金丞垠（キム・スンウン） (民族問題研究所責任研究員)
		関東大虐殺真相糾明の成果と課題	金ガンサン (成均館大学博士課程)
	原爆	広島・長崎朝鮮人原爆被害の実態を解明するための基礎資料	市場淳子 (韓国の原爆被害者を救援する市民の会会長)
	第2部 強制動員	韓国における「強制動員委員会」の活動の成果と課題	金敏詰（キム・ミンチョル） (慶熙大学フマニタスカレッジ教授)
		日本における強制動員研究の現状と課題	樋口雄一 (前高麗博物館長)
		「遺骨問題」から問い合わせ植民地主義・南北分断	小林知子 (遺骨奉還宗教者市民連絡会共同代表)
総合討論	討論内容	提起者	
	3.1 運動当時の死亡者推計作業について	リュ・ジュンボム（国史編纂委員会編史研究士）	
	強制動員真相糾明委員会活動の評価	イ・サンウイ（仁川大学）	
	「朝鮮人強制連行実数カウントプロジェクト」の提案など	飛田雄一 (強制連行真相究明ネットワーク共同代表)	
	本学術会議についてのコメント	小林久公 (強制連行真相究明ネットワーク事務局次長)	
	朝鮮人強制連行真相調査団の活動成果と課題	梁大隆（リヤン・デリュン） (朝鮮人強制連行真相調査団事務局長)	

シンポジウムを通じて明らかになったことは、「強制動員・関東大震災の虐殺・原爆被害・遺骨発掘・3.1独立運動時の死亡者」すべての分野において、いまだにその実相は未解明部分のほうが大きいということである。

それらの被害に責任を負うべき日本政府は「日韓請求権協定ですべて清算済み」を繰り返すのみで自ら被害の実態解明に乗り出す気はまったくない。その姿勢は、新日鉄住金、三菱重工業の賠償責任を認めた韓国大法院判決以降、ますます頑なである。

被害の実相が明らかにならなければ被害の清算はできない。韓朝日の市民の連携による被害実態究明の努力はまだまだ続けられなければならない。（以上）

1・9「強制動員問題解決のための韓日専門家政策討論会」報告

強制動員問題解決と対日過去清算のための共同行動 北村めぐみ



まずこの討論会が行われるのを知ったのは、「植民地歴史博物館と日本をつなぐ会」の事務局会議に参加し、そこで矢野さんから教えてもらいました。その後、広島に戻り、仕事の調整をして急遽、航空チケットを取り、参加する事にしました。強制動員問題については、昨年の韓国大法院で判決が出てから、日本

中で注目を浴び、広島でも講演会や学習会が開催されています。でも実際のところ、”どうやったら解決できるのか”までは結論を出さず、「話を聞いて良かった」くらいに留まっています。この韓国での討論会に参加すればもう少し詳しい実状と解決策の提示があるのではないかと思い、参加を決めました。

当日、会場は満員。テーブルと椅子を追加して席を作りました。主催側もこんな人が集まるとは予測されていなかったようです。そのくらい関心の高さを感じました。

討論会が始まる前に、韓国議員の挨拶があり、その中で特に韓日議連代表の姜昌一議員が話をした内容が印象深く残りました。

「韓国政府は日本で被害者たちが裁判を起こし、敗訴しても日本政府に対応を求めなかった。それは日本の司法を尊重したからだ。なのに日本政府は韓国大法院判決が出た後、韓国政府に対応を求めている。」

日本が民主主義国家であるならば、三権分立の基本を守り、司法を尊重することは当たり前のことですが、それができていない日本の現状。それを改めて認識する言葉でした。

討論会では「大法院判決意義と日韓請求権協定」「日本政府と日本企業に対する対応戦略」「強制動員問題解決のための韓国政府と国会の役割」の3項目に分かれ、発表をし、その後討論をする方式で話が進みました。ただどの項目も時間が足りない状態でした。

「大法院判決意義と日韓請求権協定」では、新日鉄住金・三菱・不二越訴訟代理人であるイム・ジェソン弁護士が経過説明をし、次に日本弁護士連合会の川上詩朗弁護士が大法院判決の意義について述べ、民族問題研究所のチョ・シヒヨン研究員が討論をされました。イム弁護士と川上弁護士によって大法院判決までの経過が整理され、意義も理解することができました。

「日本政府と日本企業に対する対応戦略」での矢野秀喜さんの報告は、具体的な運動の方向性が提示されていて、特に各日本企業が掲げる「コンプライアンス」重視の立場に立ち、利益重視を判断していくよう迫っていくという話でした。「強制動員問題解決のための韓国政府と国会の役割」では、民族問題研究所のキム・ミンチョルさんがもっと具体的な解決するための提案「強制動員人権財団法の制定」でこれは韓国国会がする仕事と提起されました。いわゆる「2（日本政府と日本企業）+2（韓国政府と韓国企業）」の発案です。日本政府と日本企業の出資を前提とされていますが、日本政府が出資する可能性がなく、それでも日本企業の出資する可能性を留めておく。その上で東アジアの市民たちとの連帯を強化し企業圧迫する。それ以外に追加で真相究明を目指す対日交渉をする。ゆうちょ銀行に保管された韓国人労働者通帳返還やコピー一本の要求など真相究明に必要な被害資料要求を続けるなど。被害者救済には、真相究明は欠かせません。日本政府は65年日韓協定すでに終わった問題、解決した問題にしたいのでしょうか。でも、”併合

や植民地支配は不法”で被害者にとってはまだまだ終わっていない問題です。被害者を最後の一人まで救済するためには、真相究明を求めて私も一緒に取り組んでいこうと感じた討論会でした。韓国の運動は決して諦めない。本来の意味の未来志向でいきたいです。

最後に、会場に来ていたマスコミは日本の主要メディア（テレビ東京・読売テレビ・テレビ朝日・フジテレビ・NHK他）とKBS。討論会の内容よりも「いつ差し押さえの

強制執行をするのか」「現金化するのか」の質問ばかり。その上、NHKはまだ討論会が終わっていないのにレポーターを配置し撮り始めました。この討論会の取材に来たというよりも韓国側の動きを探りに来たという感じでした。その後も韓国を一方的に悪者にしたような報道が止まっています。



討論内容 以下目次より

1 「大法院判決の意義と日韓請求権協定」

発表1 イムジェソン（民弁、新日鐵住金、三菱、不二越訴訟代理人）

発表2 川上詩朗（日本弁護士連合会）

討論 チョシヒョン（民族問題研究所研究委員）

2 「日本政府と企業に対する対応戦略」

発表 矢野秀喜（日韓共同行動事務局）

討論 チェボンデ（大韓弁協日帝被害者人権委員会委員長）

3 「強制動員解決のための韓国政府と国会の役割」

発表 キムミンチョル（強制動員共同行動運営委員長）

討論 イグクォン（挺身隊ハルモニとともにする市民の会共同代表）

4 全体討論 「日韓市民社会は何をすべきなのか？」

日韓市民運動の協力が生んだ 「もう一つの八・一五」天理証言集会

天理・柳本飛行場の説明板撤去について考える会 川瀬俊治

はじめに

一九四三年から四五年八月一五日の敗戦前まで建設が進められた旧大和海軍航空隊所管の通称柳本飛行場。多くの朝鮮人労働者（確定した人数は不明）が強制連行された歴史文書は敗戦直後ほとんど焼却され現存していない。しかし、事実として刻まれた歴史は消されてしまうものではない。判明しているだけで三人が天理で亡くなっている。柳本飛行場に近くの寺の過去帳に記載されている。確認できる事実が氷山の一角であったとしても具体的に過去の歴史をこじ開けることができるのだ。私たちが二〇一八年八月一五日に開いた「もう一つの八・一五」証言集会は、過去帳の記録から韓国江原道鉄原に住む遺家族金成嬉さんにたどり着くことで実現したのだ。これは日韓の市民運動の交流、協力により実現したものであることは特記していい。金成嬉が長旅をへて語られた証言は植民地支配、強制連行の実態とはどういうものか、戦後をどう生きてきたのかなど、参加者に衝撃を与えた。



遺骨奉還の取り組みが「受け皿」に

遺家族が韓国に生存している情報を知ったのは、二〇一七年秋のことだ。韓国の民間の歴史研究組織・民族問題研究所から遺骨問題から遺家族にたどり着けることになるかもしれないというアドバイスを受けた。植民地支配清算の一つに、いまなお植民地期の軍人・軍属、民間人の朝鮮人強制連行犠牲者の遺骨の収集と奉還の課題が横たわっているからだ。遺骨の奉還についてはここでは詳しく論じないが、柳本飛行場建設では、記録として判明する限り、^{キムヂョルク}金哲九さん（同二四歳）、^{キムヘヨン}金海永さん（享年二五歳）、^{チャングアンサン}張廣先さん（一九歳）一の三人が一九四五年四月（金哲九さん、金海永さん）、六月（張廣先さん）に亡くなってしまっており（過去帳ではいずれも通名で表記している）、二〇一五年一二月に解散した「日帝強占下強制動員被害者真相糾名委員会」の業務を引き継いだ韓国行政安全部の外郭団体が私たちの相談しに応じてくれたのは、まだ柳本飛行場の未奉還の遺骨の可能性があるとみたからだろう。

三人の男性の名前を告げると、すぐに調査してくれて、一人の遺家族と連絡をとることができた。結果としては遺骨が未奉還ではなかったが（後述）、その遺族が金海永さんの長女金成嬉さんだった。以下、金成嬉の証言から父金海永さんの強制連行に至る歴史を記述する。

生後三日目に父金海永さんが死亡

金成嬉さんは一九四五年四月二六日に金海永さん、^{チヨンチヤンチ}鄭長春さんの長女として朝鮮江原道春川に生まれた。生後三日後、四月二九日、金海永さんは強制連行の地・柳本飛行場で死亡した。作業中に感電死したという。金海永さんは春川高等学校の学生で、地域でも嘱望されていた人物であり、連行時は結婚してすぐで、結婚式の翌日に連行の命令が来たという。金海永さんは残酷な運命に怒りのあまり、自転車を川にほうり投げたという。また母鄭長春さんの証言によれば、金成嬉さんが生後三日後であることを伝えており、菩提寺である専行院の過去帳の記述とも一致した。

過去帳によれば、金海永さんの住所は「海軍施設部」。この事実がわかったのが一九九一年にさかのぼる（『解放新聞』奈良県版）。金海永さんは「海軍施設部」に所属して柳本飛行場の建設を受け持った海軍施設部の組織の一つ大阪海軍施設部の管理下のもと建設工事に就いていたことになる。事実判明から

実際に二七年の歳月を要して遺族の娘金成嬉さんに辿りついたことになる。

文頭で強調したように、日韓協力が実を結ぶまでのこの四半世紀以上の年月は、日韓の歴史清算の市民運動のタイムラグでもある（日韓政府間のタイムラグではない）。日本側（奈良）での「発掘」が先にあり、やがて韓国では市民の要求を受けた盧武鉉政権が過去事清算で強制連行被害者の申告被害者支援に乗り出し、歴史清算の日韓市民の運動の取り組みが重なるようになったのである。

しかし、日本の市民運動が先行したとするのは早計である。なぜなら日韓請求権協定の「韓国の独立祝い金」（当時の椎名外相の談）たる有償、無償の八億ドルは韓国の重工業隆盛策に投入され、被害者、遺家族の声は圧殺されたてきた。いまやっと過去事清算が日韓市民の手により実を結び始めたといえる。そのささやかな取り組みが奈良で実を結んだといえる。

「戸籍受付帳」になぜ名前がないのか

以下は金成嬉さんが母鄭長春から聞いたことだ。金海永さんの遺骨は遺族に届けられたが、柳本飛行場の請負企業大林組か、大阪海軍施設部かは不明。ただ後述するように大林組ではないようだ。軍の指示を受けた面事務所職員の可能性が強い。

このことは以下の事実で確認されるだろう。植民地下の朝鮮人は日本国籍に組み入れられ、日本で亡くなった場合は「戸籍受付帳」に記載されることになっている。天理市は親族などが閲覧できる「戸籍受付帳」（当時は朝和村所管）を保管しているが、現存すれば父金海永さんの死亡日時が判明する。しかし、金成嬉さんが八月一四日に「戸籍受付帳」の開示請求を行なったが、父の名前はなかった。

専行院の過去帳の記載では、亡くなった三人の住所が「海軍施設部」となっている。先にも少しふれたが、工事を担当したのは、「大阪海軍施設部」だ。この違いは何か。金海永さんは「海軍施設部」に軍属として強制連行され、構成組織の「大阪海軍施設部」所管の柳本飛行場建設工事で犠牲になった。そこで連行元である「海軍施設部」が遺骨を遺族に伝達したとみていいのではないか。私たちの聞き取りに応じてくださった被連行者六人（一人は連行直後に逃亡したため加えていない）は、いずれも一九四五年九月中に南朝鮮（当時）に送り返されている。民間企業から連行された軍属（柳本飛行場の場合）の「送還」は、一〇月以降であることから、民間ではなく軍（海軍）による被連行者と判断できる。金海永さんは軍による連行を受け、遺骨も軍により奉還された。「戸籍受付帳」に記載がないのは、軍管轄で処遇したと推察される。軍が役場（当時朝和村）での届けをすることなく徴用した朝鮮江原道春川の面事務所に連絡、それが遺族に直接伝えたとみられる。ただ他の強制連行の事例はどうなっているのか。これは今後の検証課題になる。



朝鮮戦争で家も焼かれ、戸籍簿も消失した

金成嬉さんの戦後史だが、母は金成嬉さんが幼くして再婚したため、母の愛情とも薄く「孤児のようだった」と述懐している。母方の祖母に育けられたあと、のちに父方の祖父母の元で育った。

一九五〇年六月二五日から離散家族一〇〇〇万人、犠牲者四〇〇万人を生んだ朝鮮戦争が勃発した。金成嬉さんは祖父とともに荷車に家財道具を詰めて逃げたという。祖父の家は戦火で消失し、金海永さんの写真も消失してしまった。金成嬉さんは八月一四日に専行院に赴き過去帳で父の死を確認したが、その時に「父の写真はありますか」と寺側に訪ねた。「もしかして父の写真があれば」という希望があったからだ。父の顔を知らないだけに天理で写真を探し出したいと願っていたのだ。その思いは叶わなかつた。

さらに朝鮮戦争の被害は面事務所も焼失した。親子関係を記した戸籍簿が焼けてしまった。金成嬉さんが一人娘であることを証明することができなくなった。この戸籍簿の焼失は中学校進学の壁にもなつた。書類上から進学できなかつたからだ。中学校を進めなかつたハンディは、その後の生活でも大きく

影響した。「苦労は大変でしたでしょう」と質問しても、「苦労の数々は口に表せない」という。

二〇〇六年には裁判で親子関係を証明して戸籍簿を作り直した。これは盧武絅政権での過去事精算で被害者申請をするためだった。日韓請求権協定が日本の植民地支配賠償ではなく民事的な債務関係を解決するものであった。このことはあまり知られていないが、盧武絅政権は民事面での解決が不十分だったことから「追加支援」を打ち出し、これに金成嬉さんと母鄭長春さんが該当者として申請したのである。「これまで母に父のことを詳しく聞けなかつたが、申請の時に色々話ができた」とも語っている。

家族をバラバラにした植民地支配と戦争

一九六六年に結婚、夫は三二歳で他界し、一〇歳を超えた長男を頭に三人の子どもを育ててこれまで半生を送ってきたが、日本への「恨」は消えることはなかった。植民地支配が家族をバラバラにしてしまった。

「訪日に反対してきた長男に何も言わずに来た。言えば止められたからです」と言い、証言の最後に「日本は嫌いです。この恨んでいる気持ちはどうすればいいのでしょうか」と締めくくった。

金成嬉さんにとって天理の訪問は、大変な葛藤を抱えたさ末の決断だった。招聘した側の想像を超えるものだ。まず、天理を訪れるために体力回復に努められた。両膝の手術で思うように歩けない。歩行訓練を続けて訪日に備えた。なんとしても父の足跡を辿りたかった必死の思いがそこにあった。証言では「在日韓国人として天理で生きていてくれれば」とも語り、八月一四日に専行院の過去帳で父の名前があることに直面、「アボジ、アボジ」と何度も繰り返し嗚咽が止まらなかつたのは、七〇年以上も父の死から年月を経ているが、その事実を受け止められなかつたことを表しているのではないか。「私はここで死にたい」と話した言葉のとてつもない重みは、日韓請求権協定により過去清算が終えたとする浅薄な歴史認識を打ち碎くものがある。

七〇歳の祝いで友人たちは「日本に旅行しましょう」と誘ってくれたが、「どうした父が死んだ日本に行くのを誘うのか」と訪日しなかつた。日本に行くことへの抵抗を私を含めどれ真剣に受け止めただろうか。八月一五日の証言集会では「日本に行って何になると天理に行くことに反対した長男に何も言わずに来た」とも語った。

割れるような拍手と沈黙が語るもの

八月一六日朝、関西国際空港から帰路についたのだが、同じ日に韓国訪問する奈良の教員たちとロビーで出会った。そのとき、一行の一人の女性が金成嬉さんに気付き駆け寄つて来た。「私たちは金成嬉さんが日本を好きになるように頑張ります。頑張ります」と手を握りながら涙を流して語りかけた。「私の母も昨日の証言の会に出ていて、金成嬉さんの話にショックを受けました。韓国について学びたいと言っています。

帰国後、私は二度電話で金成嬉さんと話した。「私の生涯であんなに皆さんに親切にしていただいたことはなかった。車椅子を用意していただいたことに感謝しています」。

すべて日韓請求権協定で解決しているとして、あらゆる過去事清算を拒絶する日本政府は、いかにも強制連行や植民地支配の実態、被害とかけ離れているか、彼女の証言が日本政府の抗弁を打ち碎いてもいる。そのことが直感的にわかるから、八〇人を超える集会参加者が一斉に沈黙し、話が終わった後の割れるような拍手に変わったのだ。空港で出会った教員のような方がきっと未来を切り開いてくれるに違いない。

※柳本飛行場は一九四三年から日本の敗戦まで工事が進み、大林組が元請けで多くの朝鮮人軍属が強制労働に就いたほか、朝鮮人女性が朝鮮半島（慶尚南道など）から連行された歴史をもつ。その歴史的事実を一九九五年に天理市長と天理市教育長名で説明板を天理市内の公園に設置したが、二一四年四月一八日にその内容が「不確かだ」として並河健天理市長の一存で撤去された。以降、再設置を求めて並河市長に要求してきたが、私たち市民団体と話し合いのテーブルにつくことを拒否。韓国の市民代表が「歴史を直視して未来の日韓関係を」と願い再設置要望の一〇〇〇〇余の筆署を持参して市役所を訪れても会うことはなかった。

その後、市民運動は市への再設置要求とともに、市民のカンパで説明板を作る運動に発展し、三年間の取り組みをへて今年四月一三日に完成して柳本飛行場跡地に設置し除幕式を行う。この運動は韓国でも同時に勧められ、天理市の姉妹都市瑞山市の市民も同様の説明板を同時期に設置する。

三菱長崎造船所の強制動員被害者3人が 長崎市・日本政府に勝訴 被爆者手帳を獲得

韓国の原爆被害者を救援する市民の会 河井 章子

三菱重工長崎造船所に強制動員されていた90歳代の韓国人男性3人が被爆者手帳の申請を却下した長崎市と日本政府を相手取り提訴したことを2016年10月ネットワークニュースNo.8と2017年3月の全国研究集会レジュメで報告した。提訴から2年余の1月8日長崎地裁は「原告の証言は具体的で信用できる」として手帳交付を命じた。

「必ず勝って、生きているうちに手帳を渡す」という決意が実現した。

【長崎での鮮明な記憶】

李寛模（イ・グァンモ）さん 96歳 今は北朝鮮となっている黄海道で、徴用を避けて山に隠れたものの町役場の職員に「1年だけだ」と説得されて山を降りた。長崎造船所での番号を36912と覚えていた。同じ村から行った人の名前を挙げ、それを知る友人の連絡先も長崎市に告げた。しかし長崎市は木鉢寮名簿や職場の親睦組織のような名簿を持ち出し36912がないことを示してきた。他に36912がいたと言うならまだしも、番号がないのでは反証にならない。同郷の友人が挙げた日本に動員された知人の名前は、李さんが挙げた名前と合致していた。ところが呆れたことに、被告側は「同一人物かどうかわからない」と言ったのだ。さらに後押しとなったのは、李さんが覚えていたストライキだ。「1年という話で来たのに1年過ぎても帰してもらはず、皆が怒って一斉に就業を拒否した。軍隊まで出てきた」と言われた。それは1945年8月1日のストライキであり、驚いて説得に走る幹部の話が、長崎造船所関係者の手記集「原爆前後」に、複数収録されていた。正に原爆投下の直前まで李さんが長崎にいた証しであった。

裴漢燮（ペ・ハンソプ）さん 92歳 慶尚南道南海島から福岡県の姉夫婦を頼って来日。花売りを手伝った後、八幡製鉄所のバラスなどを運ぶ八幡貨物自動車の運転助手をしていた時に徴用された。造船所の足場から転落して三菱病院に入院したことあった。夜勤明けで寮に戻った時に原爆が炸裂。伏せた背中に石や木材、ガラスなどが激しく当たった。裴さんの背骨は明らかに陥没していた。彼は寮に帰る前に、米軍の「原子爆弾を落とす。早く避難せよ」と書かれたビラを拾っていた。広島に原爆が投下された8月6日以降のビラではないかと推測された。他の徴用工は12時5分前を指す丸い時計が描かれたビラを拾っていた。「沖縄の次は本土だ」という警告だ。裴さんは「絵はなかった」と言った。被告側は「どのビラかも特定できないのでは証拠にならない。背骨の傷は作業中転落した時のものかもしれない」と反論した。

金成洙（キム・ソンス）さん 93歳 慶尚南道南海島から福岡県大牟田市に来て菓子店に奉公していた金さんは驚くべき記憶力の持ち主だった。自力で歩けるので2016年、第1回口頭弁論の際に来日。本人陳述で「副所長が『ここは東洋一の造船所。戦争がなければ朝鮮人が働くなど考えもつかない。大変な名誉だと思え』と訓示した。木鉢寮から丸山寮に移された。輸送船などを一生懸命造ったのに長崎市は私達が長崎にいたことさえ認めようとしない。無念だ」と訴えた。金さんは「熊本第五高等学校の生徒さんと一緒に働いた」と言われたので「名前なんか覚えていませんよね？」と聞くと「カタオカさんとモリさん」と言われた。「熊本五高記念館」に問い合わせると「残念ながら故人だが、長崎造船所に学徒動員された森さんがいる。被爆者手帳も取得していた」と回答があった。また金さんが8月9日、学生らと避難していた防空壕は、山裾に掘られた横穴だと皆が思っていたのが「違います。海辺の埋立地に掘ら

第12回強制労働員真相究明全国研究集会

市民のための「碑(いしぶみ)から学ぶこと」

2019年4月6日(土) 13:00~17:00

場所 高崎市労使会館

参加費 1000円(一般 1000円 学生 500円)

当日の午前中に同会場で「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会の総会と集会が行われます。こちらにもぜひご参加ください。

4月6日(土) 10時~11時 第16回追悼碑総会

4月6日(土) 11時~12時 第16回追悼碑集会(献花)

研究集会(一日目)

開会挨拶 角田義一弁護士 「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会

<群馬の報告>

①群馬の森追悼碑裁判報告 下山順弁護士 「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会

②中島飛行場地下工場について 石塚久則さん 「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会

③群馬における朝鮮人強制連行について 竹内康人さん 強制労働員真相究明ネットワーク

特別報告

「韓国大法院判決の意義と今後の取り組み」 山本直好さん 日本製鉄元従用労働者支援する会

講演

「日本近代史はどうとらえるか—明治産業革命遺産をめぐって」

外村大さん 東京大学

各地の報告

・兵庫県の追悼碑について 徐根植さん 兵庫朝鮮関係研究会

・日韓市民運動の協力が生んだ天理・柳本飛行場の説明板設置と

遺族の「もう一つの8・15」証言集会 川瀬俊治さん 奈良・発掘する会

・長生炭鉱の遺骨返還の取り組み 井上洋子さん 長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会

・松代大本營工事に関わった朝鮮人労働者名簿について

北原高子さん 長野県強制労働調査ネットワーク

質疑・意見交換

閉会挨拶

18:00~ 懇親会 会費 4000円

**主催 「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会
強制労働員真相究明ネットワーク**

(連絡先)〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (財)神戸学生青年センター内

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/sinsou-net/> mail mitsunobu100@hotmail.com 携帯 090-8482-9725

フィールドワーク（2日目）

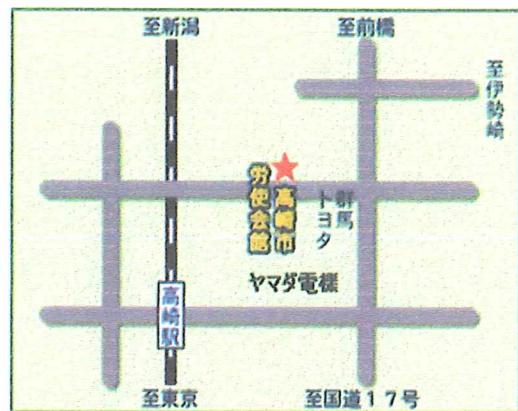
日時 4月7日(日)
午前9時～12時

内容 「群馬の森の追悼碑を巡る」

集合・解散 JR高崎駅

- ▽藤岡市の成道寺の関東大震災朝鮮人慰靈碑
- ▽群馬の森の岩鼻火薬製造所跡の遺跡
- ▽群馬の森の朝鮮人強制連行犠牲者追悼碑

高崎市労使会館
高崎市東町 80-1
TEL 027-323-1598
高崎駅東口下車左折徒歩 10分



<連絡先・申込みのご案内>

◎参加希望される方は「事前申込」をお願いします

◎申込締切 2019年3月20日（水）

メール mitsunobu100@hotmail.com 携帯 090-8482-9725 (中田)まで

FAXでの申し込み fax番号 075-641-6564

お名前 _____

連絡先（メール・携帯番号等） _____

参加されるものに○をお願いします。

集会 懇親会 フィールドワーク

「明治日本の産業革命遺産」と強制労働

日韓市民による世界遺産ガイドブック

「明治日本の産業革命遺産」と強制労働



強制労働真相究明ネットワーク | 民族問題研究所

ユーチューブでも見れます！

「明治日本の産業革命遺産」と強制労働」

／映像版

「強制労働真相究明ネットワーク」のホームページからたどれます

<https://youtu.be/4jdZC9CJmlw>

ブックレットの申込み

1部 500円

ただし10部以上まとめて購入の場合
1部 400円（送料無料）

下記郵便振替口座への入金確認後発送します

送金先：[郵便振替口座]

00930-9-297182

真相究明ネット

問合せ先 神戸学生青年センター

078-851-2760

【会費振込のお願い】

2018年度(2018年4月～2019年3月)の会費がまだの方は振り込みいただきますようお願いいたします。

個人一口 3000円、団体一口 5000円
(本ニュース紙を郵送で受け取られた方は、同封の振込用紙をご使用ください。)

送金先：[郵便振替口座] 00930-9-297182 真相究明ネット